

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のととき「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List。以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

| 製品名 | 型番 | 輸出令別表第一の1項から15項 | | | | 輸出令別表第二 | | | EAR | |
|--------------|--|-----------------|---------------|--------|---|---------|----|-----------------|-------|--|
| | | 判定結果 | 輸出令 | 省令 | 判定理由 | 判定結果 | 項番 | 判定理由 | ECCN | 判定理由 |
| 油回転真空ポンプ | G-5 G-5SA G-5DA G-10DA G-25SA G-20DA G-50SA G-50DA G-100S G-101S G-100D, B, C, D, E, F G-101D | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 油回転真空ポンプ | GLS-051 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 油回転真空ポンプ | GLD-040 GLD-051 GLD-136, A, B, C, D, E GLD-137, A, AA, C, CC, E, J GLD-201, A, B GLD-202, A, AA, B, BB GLD-280, A, B | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 油回転真空ポンプ | GCD-051X GCD-136X GCD-201X GCD-051XF GCD-136XF GCD-201XF | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 油回転真空ポンプ | GHD-030 GHD-031, A, B GHD-100, A, B, C, D GHD-101, A, B, C, D | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| メカニカルブーストポンプ | MBS-030 MBS-050 MBS-051 MBS-052 MBS-053 MBS-053-01 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| オイルミストセパレーター | OMS-050 OMS-100 | 対象外 | - | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | OMS-050用エレメント | 対象外 | - | | | | | |
| | OMS-100用エレメント | 対象外 | - | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | OMC-050 OMC-200 | 対象外 | - | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | EAR99 | 米国産貨物 |

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を行った当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List、以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

| 製品名 | 型番 | 輸出令別表第一の1項から15項 | | | | 輸出令別表第二 | | | EAR | |
|--------------------------|---|-----------------|----------------------------|-------------------------|---|---------|----|-----------------|-------|--|
| | | 判定結果 | 輸出令 | 省令 | 判定理由 | 判定結果 | 項番 | 判定理由 | ECCN | 判定理由 |
| オイルミストラップ | OMT-050A OMT-100A OMT-200A | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | OMT-050A用エレメント | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | EAR99 | 米国産貨物 |
| | OMT-100A用エレメント | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | OMT-200A用エレメント | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| インライン型 オイルミストラップ | OMI-100 OMI-200 | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | OMI-100用エレメント | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | OMI-200用エレメント | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| フォアラインラップ | OFI-050V OFI-200V OFI-050C OFI-200C OFI-200H | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | EAR99 | 米国産貨物 |
| オイル フィルトレーション システム | UFO-003 UFO-012 UFW-003 | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| 真空ポンプ油 | SMR-100 SMR-200 SO-M ULVOIL R2 ULVOIL R4, R42 ULVOIL R7, R72 | 非該当 | 5項(10) 5項(11) 5項(12) | 4条十一号 4条十一号 4条十一号 | 左記に掲げる項番には、該当いたしません。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | R2000 | 非該当 | 5項(10) 5項(11) 5項(12) | 4条十一号 4条十一号 4条十一号 | 左記に掲げる項番には、該当いたしません。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | EAR99 | 米国産貨物 |
| オプションパーツ | オイルミストラップ用アダプター(リング付) 逆止弁 ホース口排気管(φ12×R3/4) ホース口排気管(φ15×G3/4) ホース口排気管(φ18×G3/4) ホース口排気管(φ27×G1) KF25排気管(KF25×G3/4) KF25排気管(KF25×G1) KF16排気管(KF16×G3/4) ホース口吸気管(φ8×M20, P1) ホース口吸気管(φ12×M20, P1) ホース口吸気管(φ15×M20, P1) ホース口吸気管(φ18×M20, P1) ホース口吸気管(φ22×M20, P1) ホース口吸気管(φ22×□50) ホース口吸気管(φ27×□50) ホース口吸気管(φ12, GHD-030.031用) ホース口吸気管(φ18, GHD-030.031用) KF25吸気管(KF25×M20(オスネジ), P1) KF25吸気管(KF25×□50) KF25吸気管(KF25×□40) KF16吸気管(KF16×M20(オスネジ), P1) A型吸気管(PT1/4(L20オスネジ)×M20, P1) B型吸気管(PT1/4(オスネジ)×M20, P1) C型吸気管(PT1/4(L10オスネジ)×M20, P1) □50アダプター(□50×M20, P1(オスネジ)) □40アダプター(□40×M20, P1(オスネジ)) KF25アダプター(KF25×M20 P1(オスネジ)) | 非該当 | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を受けた当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果 「該当」 =規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」=規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」=規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果 「ECCN」 =規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」 =EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」 =EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

| 製品名 | 型番 | 輸出令別表第一の1項から15項 | | | | 輸出令別表第二 | | | EAR | |
|--------------------------------|---|-----------------|--------|--------|---|---------|----|-----------------|------|--|
| | | 判定結果 | 輸出令 | 省令 | 判定理由 | 判定結果 | 項番 | 判定理由 | ECCN | 判定理由 |
| ダイアフラム型 ドライ真空ポンプ | DA-15S DA-15D DA-30S DA-20D, A, B, C DA-40S, A, B, C DA-30D DA-60S DA-41D DA-41DK DA-81S DA-81SK DA-60D DA-120S DA-121D, A, B, C, D, E, F DA-241S, A, B, C, D, E, F | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさなため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ダイアフラム型 ドライ真空ポンプ | DAT-50D, A, DAT-100S, A | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさなため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ダイアフラム型 ドライ真空ポンプ | DAP-4S DAP-6D DAP-9D-DC24 DAP-12S DAP-18S-DC24 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさなため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ダイアフラム型 ドライ真空/加圧 ポンプ | DAP-15 DAP-30 | 非該当 | 2項(7) | 1条七号 | ウラン若しくはプルトニウム同位元素の分離用の装置ではない。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさなため。 | | | | | |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ダイアフラム型 ドライ真空ポンプ | DAL-12S-02 DAL-12S-04 DAL-12S-05 DAL-12S-06 DAL-181D DAL-361S | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさなため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 高真空 ダイアフラム型 ドライ真空ポンプ | DAM-010 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさなため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 高真空 ダイアフラム型 ドライ真空ポンプ | DAU-20, A, B, C, D, E, DC DAU-100, H, C | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさなため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ケミカルタイプ ダイアフラム型 ドライ真空ポンプ | DTG-22, A, B, C, K DTG-30DC DTG-31DC DTG-41, A, B, C, D, E, F DTG-41K, A, B, C, D, E, F DTG-60 DTU-20, A, B, C, D, E | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさなため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 最高規定吐出量が1時間につき立方メートルを超えないものである。 | | | | | |

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。
当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List、以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

| 製品名 | 型番 | 輸出令別表第一の1項から15項 | | | | 輸出令別表第二 | | | EAR | |
|--------------------------------|---|-----------------|--------|--------|--|---------|----|-----------------|------|--|
| | | 判定結果 | 輸出令 | 省令 | 判定理由 | 判定結果 | 項番 | 判定理由 | ECCN | 判定理由 |
| ケミカルタイプ ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ | DTC-120, A, D, E, F, G | 該当 | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 最高規定吐出量が1時間につき5立方メートルを超えるもので内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものである。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | DTC-120, A, D, E, F, G用部分品 ポンプヘッド バルブリテーナ | | | | | | | | | |
| 揺動ピストン型 ドライ真空ポンプ | DOP-9D DOP-40D DOP-80S DOP-100ST, V DOP-50S4, V DOP-50S4 II DOP-50S4V II DOP-300S, V DOP-300SA, V DOP-300SB, V DOP-150T, V DOP-420S, A DOP-181S, A, B, C, D, E DOP-301S, B, VB DOP-400S, B DOP-120S, X, Y DOP-120S-DC | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 揺動ピストン型 ドライ真空/加圧 ポンプ | DOP-8VP DOP-22VP-A, B DOP-41VP-A, B, C, D | 非該当 | 2項(7) | 1条七号 | ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置ではない。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | | | | | |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 揺動ピストン型 ドライ加圧ポンプ | DOP-50SP DOP-80SP DOP-81SP | 非該当 | 2項(7) | 1条七号 | ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置ではない。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ブロウ | DFC-4-1 DFC-4-2 DFC-4-3-1J/1E DFC-4-4 DFC-4-3-2J/2E DFC-4-3-3J/3E/3L DFC-4-3-4J/4L DFC-30 DFC-31 DFC-32 | 非該当 | 2項(7) | 1条七号 | ウラン若しくはプルトニウムの同位元素の分離用の装置ではない。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 回転翼型 ドライ真空ポンプ | DS-50 DS-150 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 高真空 ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ | MD4 MD4UNT MD8 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ケミカルタイプ ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ | MD4C MD4CUNT | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 最高規定吐出量が1時間につき5立方メートルを超えるものである。 | | | | | |

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。
お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。
「対象外」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。
「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外のとき「いずれの項にも関係しない」となります。
又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。
輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果「ECON」＝規制品目リスト(Commerce Control List. 以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。
「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。
「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

| 製品名 | 型番 | 輸出令別表第一の1項から15項 | | | | 輸出令別表第二 | | | EAR | |
|--------------------------------|--|-----------------|----------------------------|-------------------------|--|---------|----|-----------------|-------|--|
| | | 判定結果 | 輸出令 | 省令 | 判定理由 | 判定結果 | 項番 | 判定理由 | ECON | 判定理由 |
| ケミカルタイプ ダイヤフラム型 ドライ真空ポンプ | MD8C | 該当 | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 最高規定吐出量が1時間につき5立方メートルを超えるもので内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものである。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | MD8C用部分品 ハウジングカバー ハウジングカバーインサート ヘッドカバー ダイヤフラムクランプデバイス | | | | | | | | | |
| スクロール型 ドライ真空ポンプ | DIS-90 DIS-250 DIS-500 DIS-251 DIS-252 DIS-501 DISL-100 DISL-101 DISL-102 DISL-500 DISL-502 DISL-503 DVS-321 DVS-631 DVT-300 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないうため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 2項(35の2) | 1条四十号の二号 | スクロール型圧縮機又はスクロール型真空ポンプであって、ペロウズシールを用いたものではない。 | | | | | |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 揺動ピストン型 ドライ真空ポンプ | DTP-45D DTP-90S DTP-90D DTP-180S DTP-180SQ | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないうため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | EAR99 | 米国産貨物 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 回転翼型 ドライ真空ポンプ | DSB-151 DSB-251 DSB-451 DSB-601 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないうため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 多段ルーツ型 ドライ真空ポンプ | DVR-280 DVR-500 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないうため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 多段ルーツ型 ドライ真空ポンプ | RDA-280H RDA-500H RDA-281H RDA-281HA RDA-501H RDA-501HA | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないうため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 多段ルーツ型 ドライ真空ポンプ用 オイル | 潤滑剤 (BARRIER TA J100 FLUID E) | 非該当 | 5項(10) 5項(11) 5項(12) | 4条十一号 4条十一号 4条十一号 | 左記に掲げる項番には、該当いたしません。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| 真空ポンプ フィルター | SGT-100 SGT-200 | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | SGT用エレメント | 対象外 | — | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| ブルドン管真空計 | ADT型 AT型 | 非該当 | 2項(33) | 第1条三十八イ・ロ | 本製品は、圧力計であるが絶対圧力を測定することができる圧力計ではなく規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| 小型高真空排気 装置 | VPC-050 VPC-050A VPC-051 VPC-051A VPC-250F VFR-200M/(X)DEPOX VTR-350M/(X)DEPOX VTS-350M/(X)DEPOX VWR-400M/(X)DEPOX | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないうため。 | 対象外 | — | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米国規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |

該非判定結果

■本該非判定結果は 2024年2月1日施行の法改正に対応しています。

■本該非判定結果は、当社が行った判定結果を記載したものであり、政府機関や当社が輸出を認めるものではありません。当社製品の輸出に際しては、外為法及び関連法令の規定に従い、適切な手続きをお願いします。

■本該非判定結果は、当社製品の仕様に基づいたものです。お客様が加工、分解、改造等を施された当社製品や、当社製品を搭載したお客様の製品にはご利用いただくことはできません。

■本該非判定結果の見方

■輸出貿易管理令 別表第一の1項から15項、別表第二

判定結果：「該当」＝規制品目であり、規制値を満たす。

「非該当」＝規制品目であるものの、規制値を満たさない。

「対象外」＝規制品目に当てはまらない。

判定結果が対象外の場合「いずれの項にも関係しない」となります。

又は、項番が記載されている場合は、その他項番については「いずれの項にも関係しない」となります。

輸出令別表第一の1項から15項に非該当、もしくは対象外のものであっても、別表第一の16項に該当します。

■米国輸出管理規則(EAR)

判定結果：「ECCN」＝規制品目リスト(Commerce Control List。以下、CCL)で規定されている品目に附される分類番号。

「EAR99」＝EAR規制対象品目であり、CCLで規定されていない品目に附される分類番号。

「対象外」＝EAR規制対象品目に当てはまらないもの。

| 製品名 | 型番 | 輸出令別表第一の1項から15項 | | | | 輸出令別表第二 | | | EAR | |
|--------------------------|---------------------|-----------------|--------|---|---|---------|----|-----------------|------|--|
| | | 判定結果 | 輸出令 | 省令 | 判定理由 | 判定結果 | 項番 | 判定理由 | ECCN | 判定理由 |
| 空冷式 油拡散ポンプ | DPF-050 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米國規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | 3項(2)9 | | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | | |
| ターボ分子ポンプ 排気装置 | VPT-030 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米國規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | VPT-060 | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ポータブル アスピレーター | MDA-006 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米國規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | MDA-015 MDA-015A | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| ポータブル 吸引源 | VD-16-P | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米國規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | VD-16-S | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| メカニカル ブースタポンプ 排気装置 | VPM-050 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米國規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | VMR-050 VMD-030 | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |
| 真空デシケータ | VDE-3 | 非該当 | 3項(2)2 | 2条2項二号 | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米國規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| 簡易陸任装置 | VB-5200 | 非該当 | 2項(35) | 1条四十号 | 吸気口の内径、排気速度、また到達圧力が規制値を満たさないため。 | 対象外 | - | 規制品目に当てはまらないため。 | 対象外 | 米国産ではなく、また米國規制ソフトウェア・技術に基づいて直接的に製造されたものではないため。 |
| | | | 3項(2)9 | 2条2項九号 | 内容物と接触するすべての部分が、規制される材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたものではないため。 | | | | | |